

令和5年度第1回総合教育会議 教育長提案事項

現行の教育大綱の見直しについて

提案理由

- ・コロナ禍にとまねない、GIGA 構想であった一人一台端末の普及がすすみ、学校のICT化、オンライン学習の環境整備など、教育をとりまく状況が大きく変化したこと。
- ・子ども家庭庁が2023年4月に発足し、こども基本法も施行されたことから、三宅町の教育にも子どもの声が反映されるべきだということ。
- ・多様な学びへのアクセスができるような環境整備が必要な状況になってきていること。

現行の教育大綱 (資料①「令和2年度版教育大綱」)

「計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。なお、必要に応じ、教育大綱の内容を見直すこととします。」

新しい教育大綱の骨子として考えていること

**「子どもたちは未来からの留学生」をテーマとして、子どもたちが巣立っていく
未来の社会を想像しながら学びの場を創っていく。**

**非認知能力の育成を一本の柱として、0歳から15歳まで、幼・小・中の学びの
連続性を大切にする。**

一人も取り残さない多様な学びの場を保障する。

改訂までのスケジュール

- ・策定にどのくらいの期間が必要で、いつからの施行をめざすか？

子どもの声を集めるために

① 子どもの声を集める(1月上旬まで)

- ・三宅小学校で教育長が出前授業をおこない、学校・大人に求めること、自分はどうあるべきか、などについて記述してもらおう。(資料②アンケート「小学校版」)
- ・式下中学校にアンケート用紙を配布し、上記の内容をデータをデータで集める。(資料③「アンケート中学校版」)

② 子ども会議(仮称)を開催する。

- ・第1回 2月 4日(日)13:30～MiiMo 大人と子どもが対等に話し合える関係づくり
- ・第2回 2月25日(日)13:00～MiiMo 教育大綱に反映する子どもの声をまとめる

その他、今後の教育施策について

① 教育フォーラムの開催

- ・2月11日(日)
映画「夢みる小学校」の上映と徳留宏紀さんのトークイベント
今後の公立学校の可能性を確かめ合う。
三宅町で今後大事にしていきたい「非認知能力の育成」について学ぶ。(資料④「フォーラムチラシ」)

② 三宅幼児園・三宅小学校・式下中学校の保育・教育目標の策定および共有(4月)

③ 教育リーフレットの作成および「広報みやげ」で教育特集を組み、全家庭に教育大綱や 学校園教育目標、コミュニティスクールなどについて周知(8月まで)

(資料⑤「平成30年版リーフレット「みやげの教育」)

④ 三宅町教育相談室「G・love(クラブ)」の開設

(資料⑥「三宅町教育相談室「G・love」の運営について」)

⑤ ICT 環境の整備(令和6・7年度)

⑥ コミュニティスクール準備委員会の開催(令和6年度中)

⑦ 三宅町・川西町合同の教職員研修もしくは教育フォーラムの開催(令和6年度中)

⑧ 学校のあり方検討委員会の開催(令和6年度中)

⑨ 三宅小学校のコミュニティスクール化(令和7年4月)

1 教育大綱の趣旨

教育大綱は、平成27年4月1日改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の方針を定めるもので、地方教育行政法第1条の4第1項に基づき設置した「三宅町総合教育会議」において協議・調整を行い、大綱を策定するものです。

2 計画期間

計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。
なお、必要に応じ、教育大綱の内容を見直すこととします。

3 教育大綱の位置付け

三宅町第3次基本構想におけるまちづくりの考え方を基本とし、子育て支援、就学前教育、学校教育、生涯学習などの充実に努めるとともに、各々の方針や計画、動向等を踏まえ総合的な教育施策を策定するものとします。

なお、三宅町第4次基本構想や各計画が策定された場合には、教育大綱の内容を社会情勢の変革に柔軟に対応するものとします。

また、この大綱は、本町が目指すこれからの教育理念と教育方針を定めるものであり、「教育基本法」第17条第2項に基づく本町の「教育振興基本計画」としても位置付けるものとします。

4 基本理念・基本方針

<基本理念>

自分が好き 人が好き 三宅町が好き

～自分を愛し、ふるさと「みやけ」に愛着をもつ人を育てる教育～

<基本方針>

(1) 生きる喜びと力を育む幼児教育の推進

人権尊重の精神を基盤として生命を大切にし、心身ともに健全な子どもを育てる。そのために、豊かな感性を育てるとともに、発達に応じた伝えあう力や自己調整力、科学的なものの方や考え方の芽生えを育てる。

また、基本的生活習慣や態度を身に付けるとともに、強い連帯感をもつた子どもに育てるため、全職員が創意と特性を活かし、信頼と協力を基調とした幼児教育を目指す。

(2) 自ら学び、豊かな心と健やかな体を育む学校教育の推進

基本的な知識や技能を確実に習得するとともに、自ら学び、自ら考える力を育成する。さらに、豊かな人間関係づくりや社会奉仕の精神を養う。

また、自然や崇高なものに対する畏敬の念や感動する心を育て、郷土や自国を知ることにより、互いに尊重しつつ、健康でたくましい心身を育てる。

(3) 地域の子育て支援施策の推進

子育て家庭の多様なニーズに対応し、誰もが安心して子育てができるよう、地域における子育て支援施策の充実を図る。そのために、地域における子育て支援事業を推進し、利用者に対する支援や人材育成を推進するとともに、個々の家庭環境に応じた支援体制を推進する。

(4) 子どもの健全育成の推進

家庭、地域、学校、各種団体等の連携を深めるとともに、放課後等において子どもが安心して集える居場所を確保する。さらに、多様な学習内容や豊かな体験活動の充実を図るため、放課後児童健全育成に対する取り組みを推進し、子どもの生きる力を育む体験活動を充実し、参加を促進する。

(5) 特別支援教育の推進

障がいのある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加することができるよう、十分な教育が受けられる特別支援教育を目指す。

(6) 児童や生徒の安心安全の推進

いじめ、虐待、不登校、問題行動等の多様化する課題に対応するため、校内指導体制の強化を図るとともに、関係機関との綿密な連携を推進し、未然防止や早期対応を図る。

(7) 楽しく豊かな人生と自由に学ぶ生涯教育の推進

生涯学習社会の構築を目指した社会教育の一層の充実を図るとともに、学校・家庭・地域社会の人々や社会教育関係団体等との連携を図る。
また、地域の連携により、人々の生涯にわたる自主的な活動や事業を実施し、基本的人権を尊重した心豊かで安心できる生涯学習社会の構築を目指す。

三宅町教育大綱の改定について

2 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間としていた大綱の期間を、下記のとおり令和2年度から令和6年度までの5年間とする。

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。
なお、必要に応じ、教育大綱の内容を見直すこととします。

3 教育大綱の位置付け

教育大綱の位置付けとして、「三宅町第3次基本構想」におけるまちづくりの考え方を基本とするとしていたが、平成23年5月に地方自治体が改正され、市町村への基本構想策定の義務付けが撤廃された。そのため、それぞれの自治体において総合計画のあり方(位置付け、役割)を自ら設定し、推進することが必要となったことから、三宅町では基本構想に変わり、10年後のめざすべき目標である「まちの将来像」及びこの達成に向けた「まちづくりの基本理念」を定めた三宅町総合計画を策定し、2018年度から2027年度までの10年間の計画期間と定めていることから、該当箇所の文言修正を行う。

三宅町総合計画におけるまちづくりの考え方を基本とし、子育て支援、就学前教育、学校教育、生涯学習などの充実に努めるとともに、各々の方針や計画、動向等を踏まえ総合的な教育施策を策定するものとします。

なお、三宅町総合計画の改定や各計画が策定された場合には、教育大綱の内容を社会情勢の変革に柔軟に対応するものとします。

また、この大綱は、本町が目指すこれからの教育理念と教育方針を定めるものであり、「教育基本法」第17条第2項に基づく本町の「教育振興基本計画」として位置付けるものとします。

三宅町教育大綱(改定案)新旧対照表

改 定 後	改 定 前
<p>1 教育大綱の趣旨 (略)</p> <p>2 計画期間 計画期間は、<u>令和2年度から令和6年度までの5年間</u>とします。 なお、必要に応じ、教育大綱の内容を見直すこととします。</p> <p>3 教育大綱の位置付け <u>三宅町総合計画</u>におけるまちづくりの考え方を基本とし、子育て支援、就学前教育、学校教育、生涯学習などの充実に努めるとともに、各々の方針や計画、動向等を踏まえ総合的な教育施策を策定するものとします。 なお、<u>三宅町総合計画</u>の改定や各計画が策定された場合には、教育大綱の内容を社会情勢の変革に柔軟に対応するものとします。 また、この大綱は、本町が目指すこれからの教育理念と教育方針を定めるものであり、「教育基本法」第17条第2項に基づく本町の「教育振興基本計画」として位置付けるものとします。</p> <p>4 基本理念・基本方針 (略)</p>	<p>1 教育大綱の趣旨 (略)</p> <p>2 計画期間 計画期間は、<u>平成27年度から平成31年度までの5年間</u>とします。 なお、必要に応じ、教育大綱の内容を見直すこととします。</p> <p>3 教育大綱の位置付け <u>三宅町第3次基本構想</u>におけるまちづくりの考え方を基本とし、子育て支援、就学前教育、学校教育、生涯学習などの充実に努めるとともに、各々の方針や計画、動向等を踏まえ総合的な教育施策を策定するものとします。 なお、<u>三宅町第4次基本構想</u>や各計画が策定された場合には、教育大綱の内容を社会情勢の変革に柔軟に対応するものとします。 また、この大綱は、本町が目指すこれからの教育理念と教育方針を定めるものであり、「教育基本法」第17条第2項に基づく本町の「教育振興基本計画」として位置付けるものとします。</p> <p>4 基本理念・基本方針 (略)</p>

資料②

三宅小学校()年()組 なまえ()

三宅小学校のみなさんへ

三宅町教育委員会教育長の 大泉 志保 といいます。
学校は楽しいですか。今日はみなさんにお願いがあって来ました。
どこの市・町・村にも教育委員会があるところには、「学校にこうあってほしい」「子どもたちにこんなふうに育ってほしい」という願いをこめて書かれた市・町・村の宣言文みたいなものがあります。それを教育大綱といします。三宅町にも三宅町教育大綱があります。(資料)
世の中の様子は変わっていきますから、その様子にあわせて、教育大綱も見直す必要があります。
現在、教育委員会では、森田町長さんたちと一緒に、もっとわかりやすく、みなさんの気持ちがいこめられた新しい三宅町教育大綱をつくらうと考えています。そこで次の質問について、みなさんの気持ちを書いてください。

1. 新しい三宅町教育大綱のキーワードは

『子どもたちは未来からの留学生』

にしようと思っています。このテーマからどんなことが頭に浮かびますか？自由に書いてください。

2. あなたは、先生にどんなことを希望しますか？ (どんな先生であってほしいですか？)

3. あなたはおうちの方へどんなことを希望しますか？ (どんなおうちの方であってほしいですか？)

4. あなたは教育委員会や役場、三宅町の大人にどんなことを希望しますか？ (どんな教育委員会、役場、三宅町の大人であってほしいですか？)

5. あなたは、どんな子どもでいようと思いませんか？ (心がけたいこと・がんばりたいことなど)

式下中学校のみなさんへ

式下中学校は昭和24年から、川西町と三宅町が力をあわせて創立した両町組合立の中学校だということとはみなさんご存知のとおりです。

川西町と三宅町では今後の町政や教育をより良いものにするために、中学生の声を大事にしたいと思っています。そこで、次の質問についてみなさんの気持ちを聞かせてください。

川西町・三宅町式下中学校組合教育委員会
川西町教育委員会
三宅町教育委員会

回答期限 令和6年 1月10日

1. 学校は楽しいですか。どれか一つに○をつけてください。

ア. とても楽しい イ. まあまあ楽しい ウ. あまり楽しくない エ. 全然楽しくない

2. 学校の中にあつたらしいなと思う場所や施設はどんなものですか。

--

3. 学校の外で、川西町や三宅町にあつたらしいなと思う場所や施設はどんなものですか。

--

4. あなたは学校の先生にどんなことを希望しますか？（どんな先生であってほしいですか？）

--

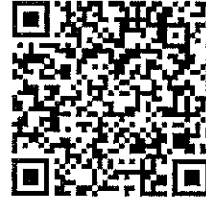
5. あなたはおうちの方へどんなことを希望しますか？

6. あなたは川西町・三宅町の教育委員会や役場の人、その他の大人にどんなことを希望しますか？（どんな教育委員会、役場、大人であってほしいですか？）

7. あなたは、どんな中学生でいようと思えますか？（心がけたいこと・がんばりたいことなど）

ご協力ありがとうございます。
3年生は残り少ない中学校生活となりました。有意義な中学校生活を送ってください。

川西町・三宅町式下中学校組合教育委員会
川西町教育委員会
三宅町教育委員会



アンケートはこちらのQRコードを配布されたタブレット端末で読み取って回答ください。なお、それ以外の端末で回答する場合には、e-net アカウントでログインの上、ご回答ください。

令和6年度三宅町教育相談室『G・love(グループ)』の運営について

1. 目的

家族以外の同年代の他者との生活への適応、児童生徒の情緒の安定や基礎学力の補充等に向けた支援を行うことで、学校復帰の一助と学校以外の居場所を確保する。

2. 対象

三宅町立三宅小学校、川西町・三宅町式下中学校組合立式下中学校に在籍する児童・生徒とする。

3. 場所

Miimo 3F 0745(44)2210 (三宅町教育総務課)

4. 指導者

教育相談室指導員、教育総務課長、指導主事

5. 指導日

火・水・木 金 (9:30～14:30)

6. 活動内容

- (1) 学習は教科におかえる自主学習を中心とする。
 - (2) 学校・地域・社会教育施設・民間施設等と連携し、できるだけ自然体験や社会体験などの直接体験の機会を多くする。
 - (3) 工作・料理などの物づくり、コンピューターを使っての様々な活動などを通して集団生活への適応を図る。
 - (4) 不登校児童・生徒の保護者に対する助言・援助
 - (5) 学校の不登校問題に関する支援
- ### 7. 入室の手続き
- (1) 学校でのケース会議(学校職員と教育相談室指導員、指導主事)
↓ 入室が適当である場合
 - (2) 保護者から学校に入室申込書を提出する。
 - (3) 学校から教育総務課に入室願を提出する。

8. その他

- (1) 服装は自由とする。
- (2) 欠席・遅刻などの連絡は保護者が教育相談室に連絡する。
- (3) 学校に登校しながら通級も可とする。
- (4) 経費は必要に応じ、保護者から実費を徴収する。
- (5) 通級時や活動時に事故が発生した場合は、日本体育・学校健康センターの災害給付を適用する。
- (6) 出席簿上は欠席扱いとする。(学校基本統計上は欠席とする)
- (7) 指導要録上は認定出席日とし、備考欄に教支()日と記入する。

開設期間

それぞれの学期の始業式の翌日から終業式・修了式の前日まで。

様式1

(どちらかを で囲む)

三宅小学校 学校長様

式下中学校 学校長様

令和 年 月 日

保護者氏名 _____

「三宅町教育相談室」入室申込書

「教育相談室」に入室しますので、よろしくお願いたします。

ふりがな 児童・生徒名	(生年月日)	(平成 年 月 日)	性別	学年・組 (学級担任名)
住所	奈良県磯城郡			
(電話番号)	()			
通室方法				
緊急の連絡先 (自宅以外の連絡先)				
氏名	本人との関係	住所 (勤務先等)	電話番号	

様式2

「三宅町教育相談室」入室願

令和 年 月 日

三宅町教育相談室長 様

校長 _____ 学校 _____

上記の児童・生徒を三宅町教育相談室に入室させていただきたくお願いたします。